農地相談カード（売渡し ・ 貸付）

令和　　年　　月　　日

1. 農地の貸付希望申出者（農地の所有権者等）

住所	伊勢崎市今泉町二丁目410		
フリガナ	イセサキ　サブロウ	電話番号	0270-27-2782 ※日中繋がる番号をご記入ください。
氏名	伊勢崎　三郎		

2. 農地の情報

土地の所在	地目	面積（㎡）
曲沢町〇〇番地	畑 ・ 田	500
国定町一丁目〇〇番地	畑 ・ 田	450
国定町二丁目〇〇番地	畑 ・ 田	1,110
	畑 ・ 田	
	畑 ・ 田	

3. 農地の現在の利用状況（農地の耕作状況、権利状況など）

1. しばらく管理していないので草が生えている　　2. 定期的に雑草の管理のみはしている
3. 貸借契約中のため、耕作者が使用中　　4. その他（　　）

4. 売渡しまたは貸付の動機

1. 自分自身で管理が出来ないため　　2. 借受人から返されてしまうため
3. 相続で受け取ったため　　4. その他（　　）

5. 売渡しまたは貸付のどちらを希望ですか。

1. 売渡し　　2. 貸付　　3. どちらでもよい

6. 新規就農者（農業を始めたばかりの方）への売渡しまたは貸付の紹介

1. 可　　2. 不可

7. 農地情報（地番・地目・面積・売渡し/貸付希望の別）の市ホームページでの公表

1. 可　　2. 不可

8. 注意事項

1. 本相談カードは農地に関する情報を伊勢崎市農業委員会を通して耕作希望者へ提供するためのものであり、貸借や土地の権利移動について確約する書類ではありません。
2. 農地の荒廃状況によっては、耕作希望者へ農地を紹介することが出来ない場合もありますので、ご了承ください。所有者の方の定期的な管理をお願いいたします。ご記入いただいた農地について、耕作者に関する進展がありましたら、農業委員会より申出者様にご連絡いたします。
3. 貸借合意に至りましたら、市を通して権利設定をしてください。貸借情報の条件などは借受希望者と直接ご相談ください。手続きについてご不明な場合は、お問い合わせください。
4. ご紹介する方は、新規就農者を含め、市を仲介して貸し借りを結べる経験と実績がある方のみとしています。家庭菜園を目的とした方にはご紹介していません。
5. 農業委員会へ本相談カードを提出後に耕作者が決まり、貸借を開始される場合や、本相談カードを取り下げる場合は、お手数でも伊勢崎市農業委員会事務局までご連絡ください。

※この相談内容は、伊勢崎市・佐波伊勢崎農協・（公財）群馬県農業公社・群馬県に情報提供する場合があります。